

第145期中間決算公告

平成19年12月27日



中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	47,616	預 金	717,515
コーポレート	21,000	借 用 金	4,140
商品有価証券	251	外 国 為 替	12
金銭の信託	5,347	社 債	5,150
有価証券	127,239	そ の 他 負 債	3,526
貸出金	546,270	賞 与 引 当 金	329
外国為替	186	退 職 給 付 引 当 金	2,166
その他資産	4,325	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	279
有形固定資産	11,346	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	26
無形固定資産	650	子 会 社 支 援 損 失 引 当 金	593
繰延税金資産	6,409	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,403
支払承諾見返	2,340	支 払 承 諾	2,340
貸倒引当金	△ 15,023	負債の部合計	737,483
		(純資産の部)	
		資 本 金	15,541
		利 益 剰 余 金	3,467
		利 益 準 備 金	28
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,439
		繰越利益剰余金	3,439
		自 己 株 式	△ 7
		株主資本合計	19,000
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,149
		土 地 再 評 価 差 額 金	328
		評価・換算差額等合計	1,477
		純資産の部合計	20,478
資産の部合計	757,962	負債および純資産の部合計	757,962

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 3年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純損益は、従来の方法によった場合に比べ21百万円悪化しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純損益は、従来の方法によった場合に比べ15百万円悪化しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,914百万円であります。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定率法により按分した額を発生翌期から損益処理

会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 従来、役員退職慰労金は、退任時の支給額を費用処理又は退任した役員への支給見込額を引当計上しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

なお、この変更に伴い、当期の期首に計上すべき過年度相当額については、特別損失に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は42百万円、特別損失は236百万円それぞれ増加し、経常利益は42百万円、税引前中間純損益は279百万円それぞれ悪化しております。

12. 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻しに係る損失については払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間期から同報告を適用し、睡眠預金に係る過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は26百万円増加し、経常利益、税引前中間純損益は26百万円それぞれ悪化しております。

13. 子会社支援損失引当金は、子会社・子法人等の債務超過額にかかる損失に備えるため、子会社・子法人等に対する投資額を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 関係会社の株式(及び出資)総額 11百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 11,564百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 313 百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,983 百万円、延滞債権額は 26,135 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 286 百万円であります。
 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 12,830 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 43,236 百万円であります。
 なお、上記 19. から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間期末残高は、17,219 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権 13,474 百万円を継続保有し貸出金に計上しております。
24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,353 百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 1,053 百万円 |
| 預け金 | 6 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 709 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,010 百万円及び預け金 1,120 百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は 495 百万円であります。
26. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4,140 百万円が含まれております。

28. 社債には、劣後特約付社債 5,150 百万円が含まれております。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 400 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ 400 百万円減少します。

30. 1 株当たりの純資産額 144 円 55 銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	2,550	2,544	△6
社債	493	489	△3
その他	5,700	5,490	△209
合計	8,744	8,525	△219

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	5,485	8,210	2,724
債券	95,808	94,913	△895
国債	52,828	52,202	△626
地方債	427	426	△1
社債	42,552	42,284	△268
その他	14,802	14,527	△275
合計	116,096	117,651	1,554

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 404 百万円を差し引いた額 1,149 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間期における減損処理額は、時価のある株式 7 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間期末の時価が簿価に比べて 30%以上下落した銘柄としております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 社債	400
子会社・子法人等株式及び 関連法人等株式 子会社・子法人等株式	11
その他有価証券 非上場株式	243
その他の証券	189

33. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の 金銭の信託	5,347	5,347	—

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、116,230百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが114,407百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	8,062 百万円
繰越欠損金	4,458
有価証券償却	831
退職給付引当金損金算入限度額超過額	585
減価償却の償却超過額	357
貸出金未収収益償却超過額	108
その他	816
繰延税金資産小計	15,219
評価性引当額	△8,405
繰延税金資産合計	6,814
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△404
繰延税金負債合計	△404
繰延税金資産の純額	6,409 百万円

36. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
37. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は 7.49%であります。

中間損益計算書〔平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		11,094
資金運用収益	8,944	
(うち貸出金利息)	(7,520)	
(うち有価証券利息配当金)	(926)	
役員取引等収益	1,509	
その他業務収益	9	
その他経常収益	630	
経 常 費 用		10,906
資金調達費用	1,151	
(うち預金利息)	(957)	
役員取引等費用	989	
その他業務費用	94	
営業経費	6,297	
その他経常費用	2,373	
経 常 利 益		187
特 別 利 益		112
特 別 損 失		346
税引前中間純損失		46
法人税、住民税及び事業税		15
法人税等調整額		14
中 間 純 損 失		77

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純損失金額 0円54銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、中間純損失が計上されており、また、潜在株式がないので記載しておりません。

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,806百万円、子会社支援損失引当金繰入額208百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額26百万円、貸出金償却17百万円及び第三者へ延滞債権等を売却したことによる損失16百万円及びを含んでおります。

5. 「特別損失」には、減損損失30百万円を含んでおります。

減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ5か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
遊休資産	茨城県内	遊休資産4か所	土地	2
稼働資産	茨城県内	営業店舗1か所	建物等	27
合計				30

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

(株)茨銀ビジネスサービス

いばぎん信用保証(株)

(株)いばぎんカード

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

②持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

(4) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	47,617	預 金	716,358
コールローン及び買入手形	21,000	借 用 金	4,140
商品有価証券	251	外 国 為 替	12
金 銭 の 信 託	5,347	社 債	5,150
有 価 証 券	127,729	そ の 他 負 債	5,194
貸 出 金	547,635	賞 与 引 当 金	346
外 国 為 替	186	退 職 給 付 引 当 金	2,174
そ の 他 資 産	4,720	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	288
有 形 固 定 資 産	11,351	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	26
無 形 固 定 資 産	652	ポ イ ン ト 引 当 金	7
繰 延 税 金 資 産	6,456	利 息 返 還 損 失 引 当 金	1
支 払 承 諾 見 返	2,340	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,403
貸 倒 引 当 金	△ 17,235	支 払 承 諾	2,340
		負債の部合計	737,444
		（純資産の部）	
		資 本 金	15,541
		利 益 剰 余 金	3,529
		自 己 株 式	△ 7
		株主資本合計	19,063
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,149
		土 地 再 評 価 差 額 金	328
		評価・換算差額等合計	1,477
		少 数 株 主 持 分	67
		純資産の部合計	20,608
資産の部合計	758,053	負債及び純資産の部合計	758,053

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時
価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原
価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、
全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、
平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用
し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次
のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 3年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産につ
いては、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変
更により、経常利益及び税金等調整前中間純損益は、従来の方法によった場合に比べ21百
万円悪化しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産につ
いては、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均
等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純損益は、従来の方
法によった場合に比べ15百万円悪化しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウ
ェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間に基づい
て償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しておりま
す。
8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しておりま
す。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）
に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権
については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能
見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在
は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る
債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除
し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しておりま
す。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等
に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該

部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,914百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定率法により按分した額を発生翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 従来、役員退職慰労金は、退任時の支給額を費用処理又は退任した役員への支給見込額を引当計上しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

なお、この変更に伴い、当連結会計年度の期首に計上すべき過年度相当額については、特別損失に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、営業経費は46百万円、特別損失は242百万円それぞれ増加し、経常利益は46百万円、税金等調整前中間純損益は288百万円それぞれ悪化しております。

12. 従来、利益計上した睡眠預金の預金者への払戻しに係る損失については払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、睡眠預金に係る過去の払戻実績等に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は26百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純損益は26百万円それぞれ悪化しております。

13. ポイント引当金は、連結される子会社及び子法人等におけるクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、将来の使用見込額を計上しております。
14. 利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等における利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。
15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 当行の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
17. 有形固定資産の減価償却累計額 11,570 百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 313 百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,351 百万円、延滞債権額は 27,272 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 298 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 12,855 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 44,778 百万円であります。
なお、上記 19. から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は 17,219 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権 13,474 百万円を継続保有し貸出金に計上しております。
24. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,353 百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,053 百万円
預け金	6 百万円
担保に対応する債務	
預金	709 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,010 百万円及び預け金 1,120 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 496 百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4,140 百万円が含まれております。

28. 社債には、劣後特約付社債 5,150 百万円が含まれております。

29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 400 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ 400 百万円減少します。

30. 1 株当たりの純資産額 144 円 99 銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債	500	501	1
地方債	2,550	2,544	△6
社債	493	489	△3
その他	5,700	5,490	△209
合計	9,244	9,026	△217

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	5,485	8,210	2,724
債券	95,808	94,913	△895
国債	52,828	52,202	△626
地方債	427	426	△1
社債	42,552	42,284	△268
その他	14,802	14,527	△275
合計	116,096	117,651	1,554

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 404 百万円を差し引いた額 1,149 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、時価のある株式 7 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が 30%以上の銘柄としております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 社債	400
その他有価証券 非上場株式	244
その他	189

33. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭 の信託	5,347	5,347	—

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、119,288 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 117,465 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号平成 18 年 8 月 11 日）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 11 日付）、金

融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

36. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は 7.52%であります。

中間連結損益計算書 〔平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで〕

科 目	金 額
経 常 収 益	11,286
資 金 運 用 収 益	8,992
(うち貸出金利息)	(7,566)
(うち有価証券利息配当金)	(928)
役 務 取 引 等 収 益	1,642
そ の 他 業 務 収 益	9
そ の 他 経 常 収 益	642
経 常 費 用	11,231
資 金 調 達 費 用	1,150
(うち預金利息)	(956)
役 務 取 引 等 費 用	972
そ の 他 業 務 費 用	94
営 業 経 費	6,401
そ の 他 経 常 費 用	2,612
経 常 利 益	55
特 別 利 益	112
特 別 損 失	352
税金等調整前中間純損失	184
法人税、住民税及び事業税	19
法人税等調整額	13
少数株主損失	13
中間純損失	203

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純損失金額 1円43銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、中間純損失が計上されており、また、潜在株式がないので記載しておりません。

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,302百万円、貸出金償却18百万円、第三者に延滞債権等を売却したことによる損失16百万円を含んでおります。

5. 「特別損失」には、減損損失30百万円を含んでおります。

当行は減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしており、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結子会社については、各社を1つの単位としてグルーピングしております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ5か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
遊休資産	茨城県内	遊休資産4か所	土地	2
稼働資産	茨城県内	営業店舗1か所	建物等	27
合計				30

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。